

山本昇 屋代七吉 小林(内山)波之輔 豊田多久藏 都竹清市郎 今村壽	(謄写)	書記 雇／書記 雇 書記 書記 書記	明四一〜大六 大三〜大五〜大七 大五〜大八 大七〜大八 大九〜大一二 大二三〜昭六	大八、三、三一(解) 大五、一、八(任)、大九、一、一〇(退)
松井たつ 原田親美 河村朝吉 酒井悌 清水ひさ子			(大三) (大四) (大五〜大六) (大二三) (大二三)	出勤簿に記載 " " " "

## 二 唱歌編纂掛

唱歌編纂掛は明治四十年(一九〇七)十月、文部省から『尋常小學唱歌』の編纂を委嘱されたことにより設けられた掛である。唱歌は明治五年(一八七二)の学制頒布で教科の二科目となったが必須科目ではなく、各学校が任意に行っていた。教材は文部省出版として音楽取調掛が編集した『唱歌集』(明治十四年〜十七年)を始め、その後明治二十年代から三十年代にかけて編集された種々の『唱歌集』が文部省の検定を受け検定教科書として使用された。だが明治三十五年(一九〇二)に検定教科書の採択に際しての贈収賄問題が明るみに出て、いわゆる教科書疑獄事件が起こったため、文部省は急遽教科書を国定にする方針を定めた。翌年四月、小学校令中「教科用圖書」の部分を「小学校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ」と改めた。この改正により、全国の小学校で同一の教科書を使用する教科書国定制が、戦後の教育改革まで継続することとなる。小学校令の規定には「小学校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、圖書ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ

限り文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ探定ス」とあり、明治三十七年に修身、國語讀本、書き方手本、日本歴史、地理、三十八年に算術と図画、四十三年には理科の国定教科書が発行された。音楽は国定にはならなかったが、文部省は国定に準じた教科書の編纂に乗り出した。

唱歌教科書の作成委嘱を受けた東京音楽学校は編集委員に上眞行、小山作之助、島崎赤太郎、楠見恩三郎、岡野貞一、南能衛らを任命し、唱歌教科書編纂の第一歩として読本中の韻文に作曲した『尋常小學讀本唱歌』(二冊本)を明治四十三年(一九一〇)七月十四日に出版した。次いで各学年ごとの教科書『尋常小學唱歌』(第一学年〜第六学年)が明治四十四年から大正三年(一九一四)にかけて作成された。編纂はおのおのの委員が製作を受け持った歌詞と楽曲を持ち寄って文部省の会議室で行われ、一曲毎に委員が審議して合議制のもとに各学年二十曲、計百二十曲を作り上げた。したがって作詞者、作曲者の個人名は明らかにせず版權は文部省が保有することになっている(参考資料一参照)。『尋常小學唱歌第一学年〜第六学年』は教師用と児童用に分かれ、教師用には指導上の注意と平易な伴奏が付いている。この教科書は大正から昭和初期に至るまで、実質的には国定教科書のように大部分の

小学校で使用されていた。

昭和時代に入つて文部省は『尋常小學唱歌』の改訂を計画した。同編纂掛は各学年ごとに七曲を追加し、『新訂尋常小學唱歌』として昭和七年（一九三二）十二月に完成させた。東京音楽学校内で行われた編纂作業の一部が記録に残されている（参考資料一参照）。

次に同掛が手がけた唱歌教科書は昭和十六年（一九四一）の『ウタノホン上』（第一学年用）『うたのほん下』（第二学年用）、昭和十七年から十八年の『初等科音楽一〜四』（第三学年用）『第六学年用』である。昭和十六年三月一日、勅令第百四十八号をもって国民学校令が公布されると、従来の尋常小学校は国民学校初等科、高等小学校は国民学校高等科となり、教科は国民科、理科、体錬科、芸能科の五教科に再編された。唱歌は「藝能科音楽」となる。「國民學校令施行規則第十四条」には「藝能科音楽ハ歌曲ヲ正シク唱歌シ音楽ヲ鑑賞スルノ能力ヲ養ヒ國民的情懷ヲ醇化スルモノトス」と定められている。つまり軍国主義的国家主義に徹したもので、『ウタノホン上』の教師用によると「歌詞の選擇に當たつては至純なる國民的情操を陶冶し、皇國民を錬成することに重點」を置いたことが述べられている。

唱歌編纂掛最後の教科書編集は第二次世界大戦後の昭和二十二年（一九四七）に発行された『一年生—六年生の音楽』であった。編集作業は同年文部省が試案として出した『學習指導要領 音楽編』の作成と並行して進められた。教科書には同指導要領の、次のような教育目標が充分に考慮されている。

- 一、音楽美の理解・感得を行い、これによつて高い美的情操と豊かな人間性を養う。
- 二、音楽に関する知識および技術を習得させる。
- 三、音楽における創造力を養う（旋律や曲を作ること）。
- 四、音楽における表現力を養う（歌うこと楽器をひくこと）。
- 五、楽譜を読む力及書く力を養う。
- 六、音楽における鑑賞力を養う。

選曲にあつては先の三種類の教科書がすべて日本人の作詞作曲であつたのに対し、欧米の歌曲や民謡を各学年に取り入れてある点が大きな特徴であるといえるであろう。戦後の音楽教育に国際的視野の広がりを感じさせるものである。

昭和二十四年（一九四九）から検定教科書の出版が始まつたのにもない、唱歌編纂掛による最後の国定教科書はこれに吸収され役割を終えた。

#### （一） 参考資料 一

明治四十二年六月十八日起

小學唱歌教科書編纂日誌

明治四十二年

六月十八日

一 來二十二日（火曜日）小學唱歌教科書編纂委員會開催ノ告ニ付同日午後一時參集アリタキ旨委員武笠三、上眞行、小山作之助ニ通知シ（郵便ニテ）富尾木、島崎、吉丸、乙骨、楠美、岡野、高野ノ各委員ニハ回章ヲ以テ通知セリ

六月二十二日

一 午後一時第一回委員會開催出席者左ノ如シ

委員長、富尾木、上、島崎、吉丸、乙骨、楠美、岡野、南、高野、武笠 但小山不參

渡部圖書課長列席ノ上左ノ通唱歌集編纂ニ關スル要項ヲ述ヘラレタリ

先年來小學唱歌ノ修正ハ文部省ニテ屢ニ計畫セラレタルコトアルモ未ダ其緒ニ就カズ今回尋常小學校ノ國定讀本教科書修正セ